

## 多可町観光交流協会規約

(名称)

第1条 本協会は、多可町観光交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、多可町役場に置く。

(目的)

第3条 協会は、多可町の交流事業、まちづくり事業及び観光事業を推進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 地域及び都市等との交流事業
- 2) 観光意識の普及向上・観光資源の発掘・人材育成事業
- 3) 協会の活動等に関する企画・情報受発信事業
- 4) 特産品開発団体と観光交流施設等の連携事業
- 5) 観光に関する宣伝、紹介及び観光客の誘致事業
- 6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 会員は、協会の目的に賛同する個人、法人及び団体等とする。

(入会)

第6条 協会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第7条 協会を退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(組織)

第8条 協会は、次の部をもって構成する。

- (1) 企画部
- (2) 交流部
- (3) 山岳部
- (4) 育成部
- (5) タカタータン部
- (6) ガーデン部

2 会員は、本人の選択により前項のいずれかの部に属し、その部の運営、事業にあたる。

(役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1人  |
| (2) 副 会 長 | 1人  |
| (3) 会 計   | 1人  |
| (4) 理 事   | 若干名 |
| (5) 監 事   | 1人  |

2 理事及び監事は、総会で選任する。

3 会長、副会長、会計は、理事の互選によるものとする。

(職務)

第10条 会長は、会務を総理し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、協会の会計を管理する。

4 理事は、協会の運営に関する重要事項を審議する。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(任期)

第11条 協会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間その職務を行わなければならない。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会においては、次の事項を議決する。

1) 規約の制定改廃

2) 役員の選任

3) 前年度の事業報告及び決算の承認

4) 事業計画及び予算の承認

5) その他協会の運営に関する重要な事項

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、会長がこれにあたり、議事を総理する。

5 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

2 理事会においては、次の事項を議決する。

1) 会務の執行に関する事項

2) 総会に付議すべき事項

3) 総会によって委任された事項

4) 重要事項であって、かつ総会を開催するいとまがない緊急なもの

5) その他理事会の業務執行等に関する事項

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたり、議事を総理する。

(部会)

第14条 部会に部長及び副部長を置く。

2 部長及び副部長は、各部の会員の互選によるものとする。

3 部会は、部長が招集し、部会の議長は、部長がこれにあたる。

4 副部長は、部長を補佐する。

(会計)

第15条 協会の会計は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年6月24日から施行する。

2 協会の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

3 この規約は、平成25年7月2日から施行する。

4 この規約は、令和2年6月3日から施行する。

5 この規約は、令和3年6月30日から施行する。